

【試訳】

V・コンツェミウス 「戦争の古い重荷と戦後の新しい出発…

戦後ヨーロッパの新旧両キリスト教会」

——『ルクセンブルガー・ヴォルト』紙、一九九五年五月六日号より——

(訳) 若松 新

訳者まえがき

本稿は Victor Conzemius, „Alte Lasten, neuer Anfang: Kirchen im Nachkriegseuropa“, 8. Mai 1945: Deutsche Kapitulation beendete Zweiten Weltkrieg in Europa“, *Luxemburger Wort*, Samstag, den 6. Mai 1995, S. 6. の全訳である。本稿が所収されている『ルクセンブルガー・ヴォルト (ルクセンブルクからの発言)』紙の一九九五年五月六日号では、その全編の表題として「一九四五年五月八日…ドイツの降伏がヨーロッパにおいて第二次世界大戦を終結させた」と記されている。このように当該記念号は、戦争終結五〇周年を期して発刊されたものである。

一八四八年に創刊され(一九九八年に創刊一五〇周年を迎え)た『ルクセンブルガー・ヴォルト』紙は、人口四

二万二千人（一九九七年の統計）の小国ルクセンブルクで、最大の発行部数すなわち六七、五〇〇部を数える日刊の一般紙である。（なお、新聞業界第二位の労働者党・労働組合系の「ターゲス・フラット（日々新聞）」紙の発行部数は、二二、五〇〇部を数えるに過ぎない。）保守系の「ルクセンブルガー・ヴォルト」紙は、ルクセンブルクの報道界で、特別な地位を有している。すなわち同紙は、ルクセンブルク国内の全家庭のほぼ四分の三に流布されており、こうして、同国で最大の広告業の担い手を兼ねている。戦後政治の中では、一九七四年六月から一九七九年七月までの五年間を除いて、一九九九年春の総選挙⁽¹⁾後まで、一貫して首班政府与党の職責を担い続けてきた、C S V（キリスト教社会国民党）の支持者と篤信のカトリック信徒が、その読者層の圧倒的多数を占めている。とは言え、多数のイデオロギー的には、他の政治的色彩を志向する読者層も含まれる。このような多元的読者としては、労働者、勤労者、農民、自由業者、インテリなどを例示することができる。⁽²⁾ルクセンブルク国内で、「ルクセンブルガー・ヴォルト」紙は、国政をかたち創る新聞である⁽³⁾と言う。つまり、同紙は、小国ルクセンブルクで支配者層が共有する、おおかたの世論を代表しているのである。

ルクセンブルク大公国では、住民の九五％がカトリック教会に統計上は帰属し、カトリック教徒に分類されている。他に、プロテスタントやユダヤ教徒が、少数派として在住している。⁽⁴⁾そこで、キリスト教会と言った場合には、おおむねカトリック教会を指していることが多い。可能な限り、カトリック教会か、福音主義（エバンゲリカル）プロテスタント）教会か、もしくは、新旧両キリスト教会かの区別を意識して訳した。だが、間違いが無いとは限らない。読者の御宥恕をお願いする。

原著者のヴィクトール・コンツェミウスは、スイスのカトリック神学者、教会史家である。一九二九年九月三日

に、ルクセンブルクのエヒターナッハ (Echternach) に生まれた。一九四八年に、エヒターナッハで大学入学資格試験に合格する。一九四九年から五六年にかけて、スイスのフリブール (Fribourg、ドイツ語名：フライブルク：Freiburg) 大学で、哲学と神学を学ぶ。一九五四年から五年の冬学期には、パリのソルボンヌ (Sorbonne) 高等教育実践学校のカトリック研究所で学ぶ。一九五四年にスイスのフリブール大学から学位 (哲学博士) を取得した。一九五五年に司祭となる。一九五六年から五八年に、ルクセンブルクのシュタインゼル (Steinsel) で助任神父 (Kaplan) を務める。一九五八年から六〇年にかけてアレクサンダー・フォン・フンボルト奨学金を受け、一九五八年から六三年まで、ドイツのミュンヘン大学で自由な学術研究活動に従事する。一九六三年から六四年に、スイスのフリブール大学でさらに学ぶ。一九六四年から六五年には、グレンヒェン (Grenchen) 養護施設 (孤児院：Kinderheim) に勤務。一九六五年から六八年にかけて、アイルランド共和国のダブリン (Dublin) 大学の近代史の専任講師を務める。一九七〇年から、スイスのルツェルン (Luzern) 神学院 (単科大学) の教会史教授に就任。一九七六年から七八年にかけて、学長 (学部長) を務める。一九八〇年に公務 (Staatsdienst) から引退し、その後、自由な執筆活動を繰り広げてきた。⁽⁵⁾

主要著作に (単著) 『ヤロコフ三世・フォン・エルツ・トリリアの大司教：一五六七年から一五八二年 (Jakob III. von Elz: Erzbischof von Trier 1567-1581)』 (サイイスバーデン・一九五六年) (編纂) 『J・J・イグナーツ・フォン・テリンガーとアクトン卿との往復書簡集：一八五〇年から一八九〇年』 (全三巻) (Johannes Joseph Ignaz von Dollinger (1799-1890) und Lord Acton (1834-1902). Briefwechsel 1850-1890. 3 Bde.) (マウンテン・エン・一九六三から七一年) (単著) 『ローマなしのカトリック主義 (Katholizismus ohne Rom)』 (シュエーリッ

ヒ・一九六九年)。(単著)『キリスト教会と国家社会主義的な全体主義 (Eglises chrétiennes et totalitarisme national-socialiste)』(レーヴェン・一九六九年)。(単著)『預言者と先駆者：近代カトリック前衛者群像 (Propheten und Vorläufer. Pioniergestalten des neuzeitlichen Katholizismus)』(ツューリッヒ・一九七二年)【なお、『預言者と先駆者』のチェコ語訳が、一九九七年にブラハで刊行された。】。(単著)『フィリップ・アントン・フォン・ゼーゲッサー：両前線間での民主主義者 (Philipp Anton von Segesser. Demokrat zwischen den Fronten)』(ツューリッヒ・一九七七年)【なお、『Ph. A.フォン・ゼーゲッサー』のフランス語訳が、一九九一年にパリで刊行された。】。(単著)『バーゼル司教区の一五〇年：「ゲットー」から人類共存の街へ：一地方教会の歩み (150 Jahre Diözese Basel. Weg einer Ortschaft aus dem Ghetto zur Ökumene)』(バーゼル・一九七九年)。(編纂)『J. J. I. v. テリンガーとシャルロット・ブレナーハゼット女史の往復書簡集 (J. J. Lemaz von Döllinger und Charlotte Lady Blennerhassett. Briefwechsel)』(ミュンヘン・一九八一年)。(単著)『貧者への奉仕：聖ヴィンセン・デ・パオリとフレデリック・オザナム (Al servizio dei poveri. San Vincenzo de Paoli e Frédéric Ozanam)』(フレスシア・一九八五年)。(単著)『今日のキリスト者：五〇名の肖像・略伝 (Christen unserer Zeit. 50 Porträtskizzen)』(スイスのフライブルクとヴェルツブルク・一九八八年)。(共編)：L・ヘーファー (L. Höfer) 氏との共同研究と前書)『オットー・カレル：一八八七年から一九七六年：世界に開かれた教会のための闘争と受難 (Otto Karrer 1887-1976. Kämpfen und Leiden für eine weltoffene Kirche)』(フライブルク・一九八五年・第二版一九八六年)。(編纂)『マテレーネ・テルブレル：マルクス主義的な一都市におけるキリスト者 (Madelaine Delbrel. Christ in einer marxistischen Stadt)』(フランクフルト・一九七四年)。(編纂)

「Ph・A・フォン・ゼーゲッサーの往復書簡集：第一巻から第六巻 (Briefwechsel. Philipp Anton von Segesser. Bd. I-VI)」(ツューリッヒ・一九八三年から一九九六年)、(共編)『生きているキリスト者シリーズ (Die Reihe "Celebes Christen")』全二四巻(ハンブルクとスイスのフライブルク・一九七九年から発刊)【なお、この小冊子シリーズの中でV・コンツェミウス氏が著した単著は、『ヴィンツェンツ・フォン・パウロ (Vinzenz von Paul)』(一九七九年・第三版一九八四年)、『アドルフ・コルピング (Adolf Kolping)』(一九八二年)、『ウイリアム・ブース (William Booth)』(一九八二年)、『フレデリック・オザナム (Frédéric Ozanam)』(一九八三年)、『ロベール・シューマン (Robert Schuman)』(一九八五年)である】(編纂)『一八五〇年から一九〇五年のバール司教の「教皇拝謁」報告書 (Die Berichte "ad limina" der Bischöfe von Basel von 1850-1905)』(スイスのフライブルク・一九九一年)。その他に、約二〇〇編の学術的な論文、筆者自身が目を通した『新ツューリッヒ新聞 (NZZ: Neue Zürcher Zeitung)』紙への寄稿文、および、ラジオ放送がある。⁽⁶⁾

本稿は、『ルクセンブルガー・ヴォルト』紙 (am 10. 11. 1999) とV・コンツェミウス氏自身 (am 23. 11. 1999) の御好意により、『試訳』としての翻訳権を無料で取得したものである。

注

(1) 一九九九年六月二三日(日)のルクセンブルク議会 (Kammer) 総選挙 (定数六〇) では、連立与党であったLSAP (ルクセンブルク社会主義労働者党) が、前回一七議席から二三議席 (得票率では三〇%減) に後退し、替わってDP (民主党) が前回一二議席から一五議席 (得票率では三〇%増) を獲得して、第二党に躍進した。首班与党CSVは、前回一二議席から一九議席 (得票率では〇・二%減) と微減したが、第一党の地位を守った。この結果、次期政権はCSVとDPの連立内閣となり、CS

Vに所属するユンケル (Jean-Claude Juncker) 首相は統投を決めた。(『朝日新聞』一九九九年六月十五日、九面。) 選挙戦での第一の勝利者をD Pとみなすとするならば、選挙戦での第二の勝利者は、改選前の九%から一一・三%に得票率を伸ばして、改選前の五議席から二議席を増やして七議席を射止めた。A D R (年金党)、正式名「民主主義と公正な年金のための行動委員会」【ルクセンブルク語名: 'Aktionskomitee für Demokratie a Rentengerechtheit' ドイツ語名: Aktionskomitee für Demokratie und Rentengerechtigkeit】である。また、緑の党は改選前の九・九%から九%へと後退した。(『Lëtzebuurger Land, 18. Juni 1999, S. 1, 6, 10.]

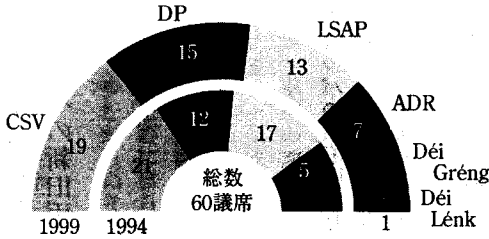
選挙後、政党内の無党、中立系の週刊新聞 (Michael Schroen, *Das Großherzogtum Luxemburg: Portrait einer kleinen Demokratie*, Studienverlag Dr. N. Brockmeyer, 1986, S. 66.) である「ルクセンブルクの国家 (d' Lëtzebuurger Land)」紙一九九九年六月一八日号は、「有権者は人事の刷新を求めた。しかし、C S VとD Pは共通点が多いので、過激な政策方針の変更はないであろう」と、C S VとD Pの連立交渉を予測した (18. Juni 1999, S. 1.)。このように政策の継続性が保証された理由は、「D Pのリーダー・ポルファー (Lydie Polfer) 筆頭候補が、イデオロギーには無関心と言われる程にまで、単純にブラクマティスト (実用主義者) である」ことにも拠る (d' Lëtzebuurger Land, 18. Juni 1999, S. 8.)。ただし、「新たに連立与党となるD Pが党是とする、自由主義 (Liberalismus) 以上に、D Pが立案する政策の予測不可能性、言うなれば、この『実用主義』が具体的に如何なる政策を意味しているのかと言う点での『空白』は、首班与党C S Vの頭を悩ませた」(d' Lëtzebuurger Land, S. 9.)。ただし、新たに連立内閣に加わるD Pにとっては、一九八四年以来、実に一五年ぶりの政権への復帰となるからである。

しかし、この政権交代は、有権者の希望にかなっていたか否かは、判然としていない。なぜなら、一三七三名の有権者(=回答者)を対象とした、電話による世論調査によれば、四七%の有権者が政権交代を希望する一方で、C S VとD Pが新政権を足らぬべきであると考えた有権者は、一五%にとどまったからである。(d' Lëtzebuurger Land, S. 2.) むしろ、C S VとD Pとの連立政権の組み合わせ以外に、代替選択肢がなかったため、キリスト教民主主義政党と自由民主主義政党である両党が連立したのである。(d' Lëtzebuurger Land, S. 6.) つまり、この連立政権は、消極的な動機付けによって組閣されたものであった。

(2) Norbert Lepczyk/Wichard Woyke, *Belgien-Niederlande-Luxemburg*, Leske + Budrich, 1985, S. 202-203.

(3) M. Schroen, a. a. O. (Anm. 1), S. 67-68.

図表 1：ルクセンブルク議会総選挙の結果：
1994年と1999年



CSV：キリスト教社会国民党
 DP：民主党
 LSAP：ルクセンブルク社会主義労働者党
 ADR：民主主義と公正な年金のための行動委員会
 Déi Gréng：緑の党
 Déi Lénk：左翼党

本図表は、*Der Fischer Weltalmanach 2000*, Fischer, 1999, Sp. 500. による。

- (4) *Der Fischer Weltalmanach* '99, Fischer, 1998, Sp. 481.
- (5) V・コンツェルニウス氏自身から来た。短い経歴と文献目録。キェルンシュナー (Kirschner) が創刊した『ドイツ語圏学術研究者人名年鑑 (第一七版)』(*Kirschners Deutscher Gelehrten-Kalender 1996*, 17. Ausgabe: Geistes- und Sozialwissenschaften, de Gruyter, 1996, S. 210)。おまひ『キリスト教人名辞典』(日本基督教団出版局・一九八六年)六〇九頁による。
- (6) 同前。

【試訳】

「戦争の古い重荷と戦後の新しい出発…
戦後ヨーロッパの新旧両キリスト教会」

V・コンツェミウス著
若松 新訳

(一) 戦後ヨーロッパの新旧両キリスト教会

ドイツの新旧両キリスト教会にとつて、「ドイツの敗戦が確定した」一九四五年五月八日は、ゼロ時（すなわち、全く無一文の空白状態から新しい出発を始める時）ではなかった。カトリック教会と福音主義（ルプロテスタント）教会という両宗派のキリスト教会、とりわけカトリック教会は、その制度的組織機構が、ナチズムによる搾取・窮迫によって極限まで追い詰められていたにもかかわらず、ある程度、機能を保って生き延びた唯一の巨大組織であった。なるほどヒトラー総統は、新旧両キリスト教会に対する全面的報復を、最終的な勝利の日まで延期していた。しかし

今や、ドイツ国民だけでなく全ヨーロッパを史上最大の破局に陥れた、総統とその追従者達は、自己の倫理的責任の帰結を追究されたのである。キリスト教信仰に代わって、ナチズムが信仰の対象とした「新しいドイツ民族という偶像」を崇拜していた人々は、東西の断崖の中で朽ち果て、ドイツ各都市に対する爆弾の投下によって焼失して判別不可能になり、あるいは、目標を失い、故郷を失い、惨めな追放された者の姿で路上を放浪していた。新旧両キリスト教会が責任を持って保証した「価値」と、人間のあらゆる思い上がりを超えたところに位置する、新旧両キリスト教会が保証する「神の支配」は、はっきりとした正当性を再び獲得した。ナチスが焚書処分としたユダヤ教と新旧両キリスト教の聖典である、「旧約聖書」「出エジプト記」第五章第一節に預言された、例えば「彼（すなわち、歴史を究極的に支配すると信じられてきた造物主）は、（人間的な欲望に拠つてユダヤ人を迫害した、追手であるエジプト軍の）馬と乗り手を、（モーゼの「杖」に顕された神の御力の故に、ユダヤ人たちが通ることができた、紅海の水底に創られた「水が分けられた乾いた小路」を再び閉じて）海に投げ込まれ（て、溺死させ）た」というくだりが、（五九七万八千名のユダヤ人を大量殺戮（ホロコースト）した）ナチスの恣意的な欲望に起因する謀議が、ついでる

ことによりて文字通りに成就したのである。

しかし、浮かれはしゃいだ戦勝者の気分と新旧両キリスト教会は無縁であった。けなげなキリスト教徒が支払わなければならなかった犠牲者の数は余りに多かつた。空襲で焼け出された被災者として、故郷を追放された者 (Heimatvertriebene) として、または難民 (Flüchtlinge) として、牧師館や司祭館の扉をたたく人々の苦悩は、計り知れない程、著しかつた。破壊の最終段階においてもなお、新旧両キリスト教会の人々は、意味のない破壊が限定されるように尽力した。例えば、空威張りしていたナチ党員が逃亡した後で、自身の村の最前線で白旗を振つたのは、ウエストファーレン準州の地方司祭であつた。見込みのない戦闘行為の中止をナチ党支部に促して、それ故に絞首刑に処せられたのは、レーゲンスブルク大聖堂の説教者であるヨージン・マイアー (Johann Maier) であつた。この両者は、ドイツ国民のために自らの「犠牲の死」を受け入れる覚悟ができた、少なからぬキリスト教徒の事例を代表している。

さらに、第一に、全体主義国家が遂行した、国家と教会の「強制的同質化」政策 (Gleichschaltung) を、新旧両キリスト教会が拒否したことによつて、第二に、新旧両キリスト教会に所属する者の内、少数の者が「殉教の死」を

甘受する覚悟ができていたことによつて、新旧両キリスト教会が獲得した「信用」という事情が加わつた。なるほど、プロテスタント教会の場合には、新興教主義 (Neuheidentum) の侵食現象と新興教主義によつて生じた分裂が、混乱を生ぜしめていた。しかし、プロテスタント教会においても、とりわけ「告白教会 (Bekennende Kirche)」派の宣言を起草した人々のように、悪しき権力と対決した人々が、従前からの「信用」を獲得したのである。意気消沈したドイツ国民にとつても、また西側占領国に帰属する広範囲の人々にとつても、新旧両キリスト教会は唯一の共鳴しうる協力者であつた。一九四五年当時の、カトリック教会の新しい出発を、ローマ教皇ピウス十二世 (Pius XII.) の委託を受けて荒れ果てた国土を巡行した、ドイツのイエズス会司教イヴォ・ツァイガー (Ivo Zeiger) は、一九四八年のマインツで開催されたカトリック教会会議で、以下のように適切に要約した。

「確かに、カトリック・キリスト教会それ自体にとつても、個々人の信仰心の篤いカトリック教徒にとつても、一つの世界観が崩壊したわけではない。……反対に、カトリック・キリスト教の信仰は、かねてより正しかつたと証明された。加えて、新たに獲得された自由の中でも、カトリ

ック・キリスト教の信仰は、その正しさを自証することができた。この観点から見ても、今日のカトリック・キリスト教会は、つい数年前よりも、一層確固たる地位を占めてい

る」。

【東ドイツ国境に近い、ヘッセン州の都市であるフルダ市で開催された】戦後第一回目のフルダ司教会議に関する一九四五年八月の極秘扱いの報告書の中で、宗教・キリスト教会を担当する、イギリス占領軍総司令部の責任者は、以下のように記していた。「私見によれば、我々にとつて、新旧両キリスト教会のように、ドイツにおける国際秩序と政治的安定に関して、容易に相談し、理解を得ることができ、ドイツ国民の大多数からなる重きをなす集団は、おそらく他には存在しないであろう」。

(二) 神の前で「罪責告白 (Schuldkenntnis)」を行うが、政治的な「連帯責任 (Kollektivschuld)」論は認めず。

勝利者としての態度を取り、勝利に陶醉することは、司教達にとつては無縁であった。司教達は、ドイツ国民を政治的に責める「連帯責任」論に反対した——他律的な「連帯責任」論に対しては、ローマ教皇ピウス十二世も力強く反対した——が、他方で司教達ははっきりと「この破局に

ついでには自らも自発的に責任の一端を担う (mitschuldig) ものである」と罪責告白した。フライブルク地区のグレーバー (Gröber) 大司教は、ドイツが降伏した日に、不法国家を回顧して「我々にとつて不名誉な恥であった」と述べた。グレーバー大司教は「我々もまた、少なくとも神の前では、少なからぬ罪過に相当する」と告白した。一九四五年の「戦後第一回目のフルダ司教会議で採択された」フルダ司教教書は、以下のように述べている。

「恐るべきことが、既に戦争が始まる以前にドイツ国の領土内で、また戦時中にドイツが占領した国家で、ドイツ人によつて遂行された。我々は、多くのドイツ人が、我々、カトリック教会に連なる人々も含めて、ナチズムの誤った教説に陶醉して、人間の自由と人間の尊厳 (menschliche Würde) に対する犯罪という蛮行が行われている時に、無関心でいたこと、また多くの者が自ら犯罪者となったことについて、痛恨の極みであり、残念至極に思う。自らの立场上、我々の日常生活の背後で何が起きているのかを知ることができた人々、自ら影響力を行使すれば、このような犯罪が行われることを阻止できたにもかかわらず、阻止しなかった人々、それどころか正に、この犯罪の遂行を可能にして、こうして当該犯罪者と同一意見であると公言し

た人々には、重い責任がある」。

カトリック教会が表明した上記の罪責告白よりも、一層強く、かつ一層一般的に、しかし一層不正確に「個人の責任を確定して、教会自身が自発的に責任の一端を担うこと (Mitschuld) を告白した」のが、一九四五年一〇月一日にドイツ福音主義 (Eプロテスタント) 教会協議会が発表した、下記の「シュトゥットガルト宣言」の一節である。

「なるほど我々は長年にわたり、イエス・キリストの御名によつて、ナチスの暴力支配にその恐るべき表現を見出した悪しき精神と、対決し闘ってきた。しかし我々は、以下の点について、自らを弾劾する。もっと勇敢に告白せず、もっと忠実に祈らず、もっと喜んで信じず、もっと熱烈に隣人愛の精神を持たなかつたことを」。

(三) デモクラシーを指して

ナチスの恐怖政治の下で体験された、熱狂的なドイツ民族意識と決別し、民主主義を強く確信した方向へと進んだマルティン・ニーメラー (Martin Niemöller) 牧師は、新旧両キリスト教会の公的な責任を認める方向で、戦後の新しい出発を最も強く要求した人物である。曰く「将来の

プロテスタント・キリスト教会は、再びルター主義を誤解して、お役所主義的なプロテスタント・キリスト教会に墮落してはならない」と。実際には、ドイツのルター派は全体主義国家との激しい対決によつて、初めて偉大なプロテスタント (抵抗者) の遺産を再び想起した。この抵抗者としての遺産は、プロテスタントのカルヴァン系の改革派教会と、アングロサクソン系のプロテスタント諸教会 (諸宗派) の伝統においては、一層良く保持されてきた。近代の自由で民主的な国家理解は、決定的にこの抵抗者の遺産から演繹されている。

ドイツのプロテスタント (新教徒たち) は、独裁制国家の下での苦い経験を経ることによつて初めて、「自由な民主制を信任しない」旧習の誤りに気付いた。これが事実であるならば、カトリック教会の聖職者たちは、この誤りをさらに強く認識することになった。かつて、政治的な教養としての自由主義は、「自由な民主制」の下で、人間の解放と個人主義という (利己主義的で非キリスト教的な) 汚点を随伴すると考えられていた。百年以上も前から、キリスト教的要素も含んだ自由主義の世界観は、「墮落している」という烙印を押し続けられてきた。キリスト教会の聖職者たちは、自由主義に遡る西側の民主主義理解を不審の目で見ていた。カトリック教会の側では、ここにプロテスタ

ントの遺産を嗅ぎとり、当該遺産を退けるべきであると見なした。さらに、長年にわたってカトリック教会の聖職者たちは、『ヒトラーが政権を掌握した』一九三三年以降の不幸な展開を「宗教改革から自由主義を経てナチズムに」と論評して、プロテスタント（新教徒）の責任とする、例の表面的な精神史上の系図を、安易に描き続けてきた。

偏狭な宗派心から生まれた相殺されえない敵対感情は、再建されたキリスト教両宗派の関係にも暗い影となつて残つた。折に触れてこのキリスト教両宗派間の境界線を巡る諍いは、数年を経た後においても、あちこちでグロテスクな心的傾向を持つていた。一九五四年には、そもそもカトリック教徒は、福音主義（教会の）信徒の墓地に隣接して埋葬されるのか、という紛争が起きた。一九五七年には、ヘッセン州の一市町村で、福音主義（教会の）信徒の子弟とカトリック教徒の子弟が相互に分かれて遊べるように、イボタノキの垣根が植林されている。一九六二年に至つてもなお、ミュンヘン教育大学 (Pädagogische Hochschule in München) では、スポーツの授業をキリスト教の宗派別に分かれて行つていた。これらの事実は、十分に奇妙な気分させせるものである。

④ イエズス会神父A・テルプの新旧両キリスト教会構想
多文化・多宗教もしくは多宗派社会では、万人が共有し得る包括的コンセンサスは、もはやほとんど存在しない。

この事情は、著しく教派・教権的な「宗派隔離 (Apartment-Heid)」という、精神的な在り方を反映している。この「宗派隔離」という考え方は、ヒトラーが政権を掌握した一九三三年一月以降に、新旧両キリスト教会が、ナチス政権という、キリスト教と人類社会に対する共通した脅威を認識し、かつ、ナチスの圧制に対して、密接に協力して抵抗することを阻害した。イエズス会の神父であるアルフレット・テルプ (Alfred Delb) は、一九四四年七月二〇日のヒトラー暗殺未遂事件「言うなれば、一種のクーデターの失敗」を契機に逮捕され、一九四五年二月二日に処刑された。A・テルプは、新旧両キリスト教会が未来を担う可能性は、以下の二つの事情いかに依存すると考えた。二つの事情とは、第一に、キリスト教会が偏狭な宗派主義を放棄すべきこと。第二に、キリスト教会が隣人に奉仕し、ひいては、人類社会に奉仕する本来の姿に立ち返るべきことであった。

A・テルプは述べる。「緊急の重要事。以下のことは特

段、取り立てて再論する必要がない位、自明である。万一、新旧両キリスト教会が、相互に反目し合うキリスト教徒像を、再度、人類社会に対して想起させ続けるならば、新旧両キリスト教会は人類社会から拒否されるであろう。我々キリスト教徒は、新旧両キリスト教会への分裂を歴史的な運命として担い、同時に十字架（一）原罪を担う人間が負うべき精神的重荷である。だが、キリスト教徒にとっては、イエス・キリストが信仰心を持った罪ある者の重荷を担うことによって、信じる者が救いにあずかる、贖罪信仰という救いの契機でもある。したがって、十字架はキリスト教の象徴となっている。」として甘受するべきである。今日のキリスト教徒にとつて、この分裂は、遡及して再度、回避しようとしても回避できるものではない。それは、歴史的事実である。同時にまた、この分裂はキリスト教徒にとつては、恒常的に汚辱と不面目の対象でもある。ただし、我々キリスト教徒は、キリストの遺産とその贖罪の愛を、新旧両キリスト教会へ、さらに新教の各宗派へと分裂せずを守る事が出来なかつたからである」と。

この文章を読む度に、私ヴィクトール・コンツェミウスは、私が一九五〇年前後に最初にこの文章を読んだ時に受けた、内心の衝撃を繰り返して覚えずにはおれない。今日

の読者にとつて、この文章は、A・デルブが死に直面して書き留めた、善良なる自明の命題であろう。しかしながら、この命題はその現実味を、それぞれのキリスト教会内の領域でも、新旧両キリスト教会間の領域でも、今日なお失つていない。

キリスト教会が「隣人への奉仕」⁽¹³⁾つまり人類社会への奉仕へ立ち返るべきであるという、A・デルブが促した、以下の三段落に引用された第二の命題も、それに劣らず時宜にかなつていた。

「人類社会への奉仕とは、なかんずく、困窮に直面した人類が焦眉の急とみなす奉仕である。それは、キリスト教会の側の選り好みに拠るものでもなく、キリスト教会共同体の確立された教権・教則に拠るものでもない。『神の子キリストは、他者を自身に奉仕させるために、地上に遣わされたのではなく、自身が隣人に奉仕するために遣わされたのである』と『新約聖書』『マルコ福音書』第一〇章第四五節は説いている。キリスト教会という存在の様々な現実を、今一度この法則の下で再検討し、この命題に照らして考量しさえすれば、根源から一目瞭然に、キリスト教会自身の使命を自覚できるであろう。肉体的に、精神的に、社会的に、経済的に、道徳的に、もしくは何らかの点で、

病んだ人間に奉仕することによって、我々の側にいたく傷ついた経験が、万一金くなかったならば、我々も誰一人として、救済の福音と救い主が説く教えを信じないであろう。今日、人間は病んでいる……。

しかしながら同時に、人間は自らが生存する幾多の領域において、人間の「権力と支配」の領域を著しく拡大させてきた、優れた能力の持ち主でもあった。この人間の新しい可能性については、未だに完全には解っていない。人間は「権力と支配」を獲得する代償として被った、少なからぬ「内的な障害と機能の退化」を、未だに十分には感じとっていない。さらに最初の頃は、「内的な障害と機能の退化」を知覚する必要が全く無かった。だが、人間に対して、「内的な障害と機能の退化」を永続的に言い続けて、非難し続ける必要も無い。賢明で思慮深い指導者であるならば、「内的な障害と機能の退化」をなまるほど考慮に入れるが、それについて永続的に言及し続けることはしないからである……。

「隣人への奉仕」へ立ち返るべきであると、私A・デルプは述べた。「隣人への奉仕」という言葉によって、人間のありとあらゆる状況において、引き続きいて何処かで徒に長々と吹聴せずに、その人間がその状況を乗り切るのを助力する意図をもって、その人間にとっての同行者となるこ

とを、私A・デルプは意味する。すなわち、「隣人への奉仕」という言葉は、人間が孤立無援の窮状に陥っている他ならぬこの時に、当人の傍らに居るために、著しい困窮が取り巻く時にもなお、当人に一歩下がって同行し、随行することである。「こちらから出向いていって（助けてあげなさい）」と主（イエス・キリスト）は述べた。「座ったままで、誰かが来るか来ないかを待ちなさい」とは言わなかった。「隣人への奉仕」という言葉によって私A・デルプは、「人間存在」にかかわる領域と「人間の尊厳」にふさわしい秩序 (menschenwürdige Ordnung) についての配慮をも含意したのである」と、A・デルプは述べた。

新旧両キリスト教会相互の関係で、また、キリスト教会が人類への奉仕に立ち返るべきであるという側面で、これら二つの文脈から見て、A・デルプが説いた教えの進展は、幅広い基盤に基づいて新旧両キリスト教会を包摂してきた。キリスト者が迫害されたユダヤ人に対して、援助の手を差し伸べることを拒否したことは、新旧両キリスト教会の双方が反省すべき契機を提供した。その結果、新旧両キリスト教会が人権一般の問題に対して、番人としての職務を果たす責任の意識を研ぎ澄ました。戦後の一時期に、新旧両キリスト教会は、完全に持ち物を略奪されて無一文の状態

で、路上をさま迷う人々に対して、人道的奉仕を行うことを、ナチスによって処刑されたA・デルプがおそらくはほとんど想像もしていなかった位に、ある限度、義務付けられていた。官僚主義的な国家・官庁を幾重にも迂回して行われた、この種の人道的援助については、ほとんど書物では扱われていない。素より新旧両キリスト教会の援助の覚悟も、例えば、招かれざる外国人「労働者」の入国を阻止すべきであると誤って信じ、この点でキリスト教徒としての有り様を誤解している新旧両キリスト教会の底辺の構成員に、その限界を見い出す。しかし究極的に見て、苦々しい「困窮」という負の経験も、ドイツのキリスト教徒が、遠く離れた世界の困窮に対しても敏感に反応し、情報収集を早急に行うようになさしめた点で一利があった。既に、第二次世界大戦の破局の一四年後に、ドイツ国民が、第三世界の国民や困窮の下にある諸外国の国民と連帯する覚悟ができていた、ということに関しては確かな証拠がある。すなわち、一九五九年にドイツ司教援助機構「ミゼレオール(Misereor)」は、三、三〇万マルクという巨額の資金を初めて集めた。新旧両キリスト教会のキリスト者は、その後も、一方で、幾多の特別援助プロジェクトを企画して、数一〇億マルクに上る寄付を行ってきた。他方で、新旧両キリスト教会のキリスト教徒は、ドイツ連邦政府の予算案

の中で、発展途上国への援助が、それ相当の予算額を配分されるためにも、特別に寄与してきたのである。

アルフレット・デルプは、彼が遺した将来の新旧両キリスト教会構想の中で、宗派の廃棄を要求しなかった。むしろ、狭隘きょうあいな独善的宗派主義の廃棄を追求した。独善的宗派主義を解体する為には、宗派間の意思疎通が著しく貢献した。宗派間の相互理解は、単一宗派運動として、一九三〇年代に神学上の先駆の人々が構成する小集団にその足場を固め、やがて、エキュメニカル運動(Oikumensmus)¹⁷⁾へと至る道を開拓した。ドイツで国家を再建する為に中心的な意味を持ったのは、しかしながら新旧両キリスト教会のキリスト教徒のイニシアティブであった。このイニシアティブに基づいて、新旧両キリスト教会のキリスト教徒は、一つの政党、つまりキリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟(CDU/CSU)に結集し、宗派上の但し書きを取り除いて、一つの共通した政党綱領に一致した。だが、中立国スイスの神学者カール・バルト(Karl Barth: ドイツ社会民主党(SPD)系のプロテスタント左派)は、既に当時際立っていた新旧両キリスト教宗派間での保守的な団結を、欺瞞きぼんと見なし退けるべきだと表明した。これは、私コンツェミウスによれば、典型的な錯び付いた偏見の一つである。しかし、個々の論者が、この新旧両キリスト教

会の宥和現象を如何に酷評したとしても、この宗派協調に至るイニシアティブは、新旧キリスト教会の両宗派自体が、もはや後戻りできない新しい「共通の基盤 (Mastäbe)」を、設定したことを意味している。

(五) フランス…ヨーロッパの政治的カトリック主義の前衛

よしんば異なった形態であれ、ドイツの巨大な狂気の犠牲となった他のヨーロッパ諸国の、キリスト教会の再建にも一瞥を加えたい。フランスはなるほど戦勝国に属してはいたが、克服すべき独自の課題を抱えていた。その問題とは、戦時中とドイツ占領時に、親独追従者であるペタン元帥が率いるヴィシー政権の下で、レジスタンス (Resistance) に従事すべきであるか、「ドイツ占領軍への協力 (Kollaboration)」を行うべきか、との間での選択に多くのフランス人が直面したこと、すなわち、「武装した抵抗運動 (レジスタンス)」か、「ヴィシー政権の下での従順な服従」か、との間での路線の選択から生じたものであった。この両者の中で、個々のカトリック教徒がどちらを選択したのか、という二者択一の如何によって、フランスの政治的カトリック主義に、亀裂が生じた。この亀裂は、なるほど痛ましい傷口を後世に遺した。しかし、戦後期にキリスト教会を再建すること自体にとっては、重要な影響力をほ

とんど持たなかった。余りに長期の間、ペタン元帥に過剰な忠誠を誓った数名の司教の解任は、何ら分裂には至らなかった。これに対して、ペタン元帥への形式上の忠誠に、反キリスト教的な要素を見抜いて、レジスタンスに加わった、例の主として若年の活動的な構成員から生じた勢力が、フランスの政治的カトリック主義の中で、自らの主張を貫徹した。戦後の数年間は、一九二〇年代と一九三〇年代に開拓された、カトリックの復興 (renouveau catholique) が突然、現れて、公然周知の事実となることに成功した。多元的で広範囲にわたって世俗化された社会でも、他の精神的な潮流と並んで、カトリックの教えが復興したことは、キリスト教的な生活様式が、実は最も良く適合していることが、再び承認されたことを意味した。こうしてカトリック教会は、その有効性の担保を獲得したのである。フランスで今世紀の始めから貫徹されてきた、教会と国家の厳格な分離は、戦後になってカトリック学校に対して国庫から財政上、手当を支給することが認められるようになったので、幾分かは緩和された。しかし、政教分離の原則は、フランスではキリスト教会の側からも、信仰上の教義とほとんど同じ様に、固く保持されてきた。それは、改定 (An-dernung) される見込みさえも、ほとんど無いかのようである。

戦後ドイツの発展は、キリスト教会に特権を与える方向に進み、制度教会は最大の私的雇用主となった。これに対して、フランスでは、ドイツによる占領の間接的な帰結として、別の事態が生じた。すなわち、フランスでは、想像された以上に深刻な、国土の非キリスト教化がさらに進んでいることが露見した。戦時中、個々の司教は、ドイツで勤労奉仕を強制されたフランス人と同行して、介添えを行うことを決意していた。その結果、戦後になって、かつて労働者に同行した司教たちが、工場へ出向いて労働者と、その人間関係を分かち合う、という動機付けがなされた。このような実験に参加したのは、ごく一部の聖職者だけであり、フランスのカトリック教会内部では、決して満場一致の賛同者は見つけられなかった。ブルジョワ陣営の反対者は、遂に、ローマ・カトリック的な伝道の手法に限定すべきことを定める規則を制定し、一九五三年に、労働者に同行する司教たちの慣行は、危機に立ち至った。こうして、この実験は一時的に停止することになった。

労働界におけるキリスト教会の存在をめぐるこのような試みは、非キリスト教会化の範囲を著しく進捗させた。一九五〇年代にキリスト教会は、フランスの植民地支配崩壊をめぐる論争に巻き込まれた。ここでも、指導権をめぐる闘争が発生し、当該闘争は一九六五年一月の第二バチ

カン公会議⁽²⁰⁾後に、ルフェーブル (Lefebvre) 大司教が、カトリック教会から脱退する事態にまで立ち至った。この論争は、植民地をその国民が支配する独立国家へと解放しようと試みた。そして、植民地独立の動きを阻止しようと意図して用いられた、フランス国とフランス軍の強権的な手段に、フランス・カトリック教会の側からの批難が集まった。総括的に言って、戦後のフランス・カトリック主義は、第二バチカン公会議がその司教書で返答しようと試みた、社会状況を先取りしていた。この観点から見て、フランスの神学者は、ドイツの神学者よりも一層強く、先駆者としての役割を果たした。これらの先駆的神学者として、ダニエル (Danielou)・ド・リュバック (de Lubac)・シュニユー (Chenu)・コンガール (Congar) の名前を挙げておきたい。

(六) イタリア・静かなる変転を遂げる伝統的カトリック主義

ファシズム終結後の時期に、イタリア教会は先駆的な役割を果たしたと、確認されたわけではない。つまり、劇的な紛争も、センセーショナルで前衛的な解決の試みも、イタリアでは起きなかった。ローマ教皇がファシズムと距離を取った⁽²¹⁾ことは、自らをファシズムの牽引車に結び付けた、

二、三の聖職者が無分別な言動を取ることを抑止した。しばしば血生臭いファシズムの責任追及を実現させたのは、レジスタンス（抵抗運動）の否定できない現実を、ファシズムの人権侵害という神話へと拡大解釈した当事者達であった。その際に、カトリック教会の態度には、イタリア教会の伝統的行動様式が、しっかりと具現されていた。【生粋のイタリア人である】ローマ教皇ピウス十二世⁽²²⁾が促したカトリック的行動は、聖職者階層の伸張した支流で発展した。キリスト教化されて最初の一千年間に入り込んだ、古来からの重荷は、余りに数が多い司教区であった。そして、それぞれの司教区の配属下には、聖職者の必ずしも万全ではない配置と、完璧とは言えない聖職者養成所が存在した。過去二〇年間に初めて、司教区の統合が徐々に開始された。独立したイタリア司教会議が、フランスと同様にイタリアでも、初めて一九六五年の第二バチカン公会議の期間中に編成された。イタリアの全司教が第二バチカン公会議に対して、古い禁令の執行・強化措置にたち至る、陳情を行ったのは少しも不思議ではない。

しかしながら、万一、イタリアのカトリック主義は否定的・消極的な立場にある、と即断するならば、いささか軽率であろう。第二バチカン公会議の期間中とその後、上記の点を是正する驚くべき成果が上がった。つまり、聖職

者教育課程が導入された。さらに、ヨーロッパ諸国の中でイタリアは、近年の社会的な統計調査によれば、教会への出席者数が減少せず、若干ながら増加した唯一の国家である。「石のように頑固で、老齢者が増加した、教皇が固執する教皇庁 (versteinerte und vergreiste Kurie, die den Papst gefangen hält)」という決まり文句も、イタリア北部の地方では、極度に簡略化されて用いられる慣用語である。だが、このままの形態で保持することはできない。結局、カトリック教会についての理解を一変させた公会議の思想は、アンジェロ・ロンカルリ (Angelo Roncalli) 教皇庁外交官に由来する。さらに、もう一人、ジョヴァンニ・バッティスタ・モンターニ (Giovanni Battista Montani) は、将来を鋭く見通したミラノの大司教であり、使徒ヨハネの公会議思想を、根気強く継承する者として、その真価を発揮したのである。

(七) 全ヨーロッパの統合

戦後のヨーロッパで、その発展の中心的な局面となった、経済的・政治的なヨーロッパ統合のプロセスにも言及しなければならぬ。ヨーロッパ統一の先駆的提唱者達が、圧倒的に信仰心を持ったキリスト教徒、とりわけ、カトリック教徒であるとは言え、カトリック教会は、ヨーロッパ統

合に関しては直接的な関与を行ってこなかった。ピウス二世の教皇政治は、ヨーロッパ統合の進展を間接的に促進させた。素より、教皇政治によるヨーロッパ統合に向けたこの種の支援は、社会主義陣営とプロテスタント教会の当事者にとっては、バチカンが高位聖職者支配を画策しているのではないか、という嫌疑を生み出したことも事実である。

後日になって初めて、新旧両キリスト教会は、戦争によって切り刻まれた大陸に、数百年の歳月を経て、初めて平和と協調関係をもたらした、ヨーロッパ統合への努力の意義を確認した。一九五〇年代の冷戦は、プロテスタント教会をして、東西相互間の共同作業を調整する為に、「ヨーロッパ教会会議」の設立へと導いた。プロテスタント教会の「ヨーロッパ教会会議」は、それまで何かと教皇政治の影に隠れてきた、「ヨーロッパ司教会議協議会」とも、一九七一年に良好なる提携関係を結んだ。この「ヨーロッパ司教会議協議会」という、全ヨーロッパ的な接触を行う機関の事務局は、イタリアのローマではなく、スイスのザンクト・ガレン (St. Gallen) に所在している。

(ハ) ドイツ・復興した新旧両キリスト教会の進路は如何

我々はドイツの新旧両キリスト教会に再度、分析の焦点

を絞りたい。巨大な行政機構と強固な仕組みを備えた組織形態を保ちながらも、社会的影響力の縮減と新旧両キリスト教会からの脱退者数の増大に直面して、ドイツの新旧両キリスト教会は防衛の姿勢を取って耐えている。ドイツの新旧両キリスト教会がドイツの復興に貢献したという実績は、記憶の中に消えてしまった。特にカトリック教会は、国家制度が倫理的観念のコントロールに服するようにかつて尽力したが、今日では目立たない存在となつてしまった。

一九四五年以降のカトリック教会の世界規模の方向付けが復古調であつたという、既に一九六〇年代に登場した非難が蒸し返されている。だが、カトリック教会内部では、環境に順応し「時代に適応し」たカトリック主義が強調されている。現状を絶対的に有効で、かつ、修正する余地がない形態であると、宣言することは敢えてせずに、この種の批判を受けた時には、どの程度まで真剣に、教会は「対抗モデル (Gegenmodell)」の発展に至る代替案を保持しているのかと、是非とも再度、自問したい。ドイツの新旧両キリスト教会は、他のヨーロッパ諸国よりも、一層密接に旧来より国家とかかわつてきた。特にドイツの教会は、従前から国家・州・地方自治体の公共機関との協力関係を存続させ、機能させてきた。こうした世俗の公共機関は、好んで新旧両キリスト教会に結び付き、こうして、万人にと

つて光を放つ方向付けを見い出そうと努力している。もし、
そうであるならば、公共機関が、新旧両キリスト教会のこ
の種の恩恵にあずかろうと意図することはうがっている。

(4) 新たな重荷…同一宗派内部での不和

万一、時宜を得て進路の修正を行おうとしても、行えな
かったのではないか。この問いに対しては、単純に「路線
変更は認められない」と、返答することはできない。けだ
し、キリスト教会の当事者のみに通用する、司教書に見ら
れるステレオ・タイプ化した(キリスト教信仰の)奨励
(すなわち、説教)にのみ固執することは、自らの証を
〔他宗教の〕別の当事者に伝えようと努力している、キリ
スト教徒を立腹させたのではないかと疑問を呈すること
が許容されるからである。入会基準を厳格に運用し過ぎる
ことが、当面の間、ドイツで見受けられたやり方であった。
厳格な入会基準の反動として、今日、我々が体験している
ように、キリスト教会制度からの過激な断絶が生じうるも
のである。新旧両キリスト教会の内部で多元主義に慣れる
訓練は、ドイツでは比較的遅れて始まった。

カトリック国に伝わる遺産としての古典的な反教権主義
思想は、今日、事実上、消滅している。これに反して、今
日では、同一の信仰告白を共有するキリスト教徒の間で、

紛争と断交状態が絶えない。原理主義 (Fundamentalis-
mus) は、全ての社会を貫いて拡がる現実である。しかし
ながら、原理主義に対する批判は、その助けによって、自
らと信仰告白を同じくする同志の内部にいる、異なった考
えを持つ者を仲間外れにする為の、排他的な一つのレッテ
ルとしても機能しうる。カトリック教会内部での不和とは
対照的に、例えば、司教職の従事者に課せられた「不犯…
妻帯禁止」の宗規・宗則を撤廃する、という必要不可欠な
改革への幅広い賛同は、不可侵であるべき信仰的価値の断
念を意味するわけではない。A・テルプは、自らの死に直
面して、「万一、新旧両キリスト教会が、相互に反目し合
うキリスト教徒像を、再度、人類社会に対して想起させ続
けるならば、新旧両キリスト教会は人類社会から拒否され
るであろう」と書き留めた。しかし、当時、同一の信仰告
白を行う者の内部での仲違いと不和が、再度、新旧両キリ
スト教会の統一を阻害するに至ると、A・テルプは考えて
いなかった。

自分と異なった信仰告白を行う人々と意志の疎通を計る
ことは、自己と同じ信仰共同体に所属する強情な人々と話
し合うことよりも容易である、と今日考える人もいるであ
ろう。なるほど、それはそうかもしれない。しかし、正に
それ故に、自己と同じ信仰告白を行う者との対話が、再三

再四、切望されるのである。世界の他宗教との対話を求める者自身は、どれ程、自己の信仰共同体内部でコンセンサスを作り出す能力があり、他宗教との対話を行う以前に、予め自己の信仰共同体内部で対話の訓練を行って、他宗教との対話を準備してきたのかが問われるであろう。問題となるのは制度の信頼度だけではない。つまり、個々のキリスト教徒の信頼度と、とりわけ、スポークスマンとなる個々の神学者の信頼度の如何が問題となる。五〇年以上前に発せられたA・テルプの警告は、今日、増大する偏向化現象に直面して、驚く程の現実味を帯びている。

訳注

(1) 『旧約聖書』に登場する「預言者」は、一般的な「予言者」とは異なる。一般的な「予言」の正当性は、「予言」した事実が、将来、現実を生じるか否か、つまり「予言」が当たるか否かに依拠する。これに対して、キリスト教に言う「預言」は、神の警告を人間に伝えて、その結果として、人間の側に悔い改めが起きることを目的とする。そこで『旧約聖書』「ヨナ書」では、「預言」をした預言者・ヨナの言葉が、全く当たらずに、災いが起きなかったことをもって神の摂理であると説く、くだりさえもが散見できるのである。(新共同訳『旧約聖書』

(日本聖書協会・一九八九年)(旧)一四四五―(旧)一四四八頁。)

(2) 新共同訳『旧約聖書』(旧)一一七頁。この箇所ドイツ語の原文は「Roß und Reiter wart er ins Meer.」である。この原文は、ドイツの「M・ルター訳聖書」(*Die Bibel: Nach der Übersetzung Martin Luthers, Deutsche Bibelgesellschaft, 1984, S. 75 (2. Mose 15, 1)*)とは、異なっている。それは、スイスの宗教改革者、U・ツウィングリ(Urich Zwingli)訳に依拠した「ツェーリッヒ版聖書」(いわゆる改革派の聖書)と同一の文章である。(Die Heilige Schrift des Alten und des Neuen Testaments, Verlag der Zürcher Bibel, 1971, S. 76 (2. Mose 15, 1)) また、この原文は、西ドイツ、ベルリン、オーストリア、スイス、ルクセンブルク、【ベルギーの都市リュージュ(Liège)の東部国境沿いに存在する、六万六、四四五名のドイツ語使用者を代表して】ルユティヒ(Lüttich)と、【元々はオーストリアのチロール地方に属していたが、一九一九年にイタリアに併合され、その後、トレンティーノ・スウートチロール(Trentino-Südtirol)地方に帰属した、人口四三万一千六百名を数えるホルツァーノ(Bolzano)県に在住する、約三〇万人のドイツ系少数民族を代表して】ポー

ツェンリブリクセン (Bozen-Brixen) の、合計七つのカトリック司教会議が責任編纂し、『新約聖書』と『詩篇』についてはドイツ福音主義教会の委託も取り付けた『共同訳聖書 (Einheitsübersetzung der Heiligen Schrift: Die BIBEL: Gesamtausgabe, Katholische Bibelanstalt, 1993, S. 78.)』や、西ドイツ、オーストリア、スイスの新旧両教会と東ドイツの聖書協会、ベルリンの司教会議が責任編纂した、『現代語訳聖書 (Die Gute Nachricht: Die BIBEL in heutigem Deutsch, Deutsche Bibelgesellschaft, 1982, S. 64.)』とも、異なっている。

なお、『旧約聖書』に記された「ユタヤ人の歴史物語」は、逐語的に起きたものではない。「歴史物語」の一部には、少なくとも神話的要素が含まれている。この点を傍証する、考古学的調査に基づく仮説は、複数ある(例えば、鈴木 佳秀訳『ヨシユア記・士師記』(岩波書店・一九九八年)二二三―二三四頁を参照)。本文に所収の『出エジプト記』の「物語」の断片も、伝説・伝承に依る処が多い。つまり、『出エジプト物語』は、具体的に検証された、学術的な意味での史実ではない。つまるところ、『旧約聖書物語』の歴史的価値は十全ではない。しかし、『旧・新約聖書』の信仰上の価値は大である。『聖書』は徹頭徹尾「十字架信仰」を証する書である。

【証をする】という表現は、キリスト教会(宗教団体)内部でのみ通用する、特殊な用語である。それは洗礼を受けたキリスト教徒が、自分の人生体験においてキリストを信するに至った経緯を語り、同信の友と信仰を確認し、未信徒に対して「伝道」する一翼を担うことを言う。但し、洗礼制度を設けず、また、伝道もしない無教会派の人々は、この「証」という表現をほとんど用いていない。基督者は、先人の信仰が証された神話的伝承の中に、「十字架の贖罪信仰」につながる「象徴的な信仰上の価値」を抽出して読み込む。たとえ、その史実性を否定する歴史的な証拠は、幾ら多数あっても構わない。けだし、「歴史的史実ではない」という批判が、どんなに数多く加えられても、信仰者の目で見た聖書は、一向に揺らぐことはないからである。結局、基督者にとって、その「贖罪信仰」という観点から見た時に、『旧・新約聖書』は永遠に不滅である。

(3) 一九三九年九月現在の、ヨーロッパに在住するユタヤ人の総数は、八三〇万一千名であった。この内、一九四五年のドイツ敗戦までに、五九七万八千名が大量虐殺の犠牲となった。その割合は七二・〇%である。(Ebeling/Birkenfeld, *Die Reise in die Vergangenheit*, Bd. 4, westermann, 1982, S. 168.) また、別の統計によれば、

全世界に在住しているユダヤ人の総数は、一九三九年に一、六七二万四千名であり、一九八六年には一、二九六万七千九百名にまで減少している。（拙稿「人間の尊厳と人間性に対する犯罪（2）——政治制度の基底にあるもの——」『早稲田社会科学研究第49号』（一九九四年）五二頁。）つまり、四七年間に減少した総数は、三七五万六千一百名である。この数値は、少なくとも四〇〇万人以上のユダヤ人が、ナチスの手で虐殺されたことを示す、傍証となる。

より構造的に、ユダヤ民族の増減を分析する。一九三九年に、世界中に在住していたユダヤ人総数一、六七二万四千名から、第二次世界大戦中（一九三九年から一九四五年まで）に、五九七万八千名のユダヤ人がホロコーストの犠牲となった。その結果、世界中のユダヤ人総数は、およそ一、〇七四万六千名にまで減った。その後、世界中のユダヤ人総数は、一九八六年まで三一年の歳月をかけて、二二二万一千九百名が増加して、一九八六年の一、二九六万七千九百名にまで回復した。その間、世界中のユダヤ人の年平均人口増加数は、（等差数列換算で）およそ七万一、六七四名である。また、年平均人口増加率は、（複利換算で）約六・〇八一％（パーミル：per mill：千分率）である。

(4) なお、ホロコースト (Holocaust) とは、「旧約聖書」『民数記』第二章から第三章に言う、「燔祭はんさい（焼き尽くす献げ物：Brandopfer）」を意味する、ギリシア語である。（新共同訳『旧約聖書』（旧）二六二―二六六頁。ドイツ語版『現代語訳聖書』（Die Gute Nachricht (Ann. Nr. 2), S. 321-322 (Opfer).)。）それが転用されて、「火によって焼き尽くす大量殺戮」を意味するようになり、さらに第二次世界大戦時に至って、特に「ナチスによるユダヤ人殺戮」を示す固有名詞となったのである。（*dtu-Lexikon in 20 Bänden*, Bd. 8, dtv, 1990, S. 159 (holocaust).）

(5) 「故郷を追放された者」については、拙稿「GB—BHE—分野野党の研究」『早稲田社会科学研究第58号』（一九九九年）三九―七八頁を参照。

(6) 国家と教会の「強制的同質化」政策とは、ナチ的な統制政策である。「強制的同質化」政策は、第三帝国の全ての国家機関、政治的・社会的組織および制度を、ナチスの帝国政府とナチ党のイデオロギーに基づいて、ヒエラルキー的に序列化することを意図した。この「強制的同質化」政策に基づき、それまで州（邦）制度に見受けられた、各州の多元的並存関係は、極度に中央集権化されて消滅した。同時に、学問・芸術活動が法的な規

制を受けて弾圧された。「強制的同質化政策のための法律 (Gleichschaltungs-Gesetz)」は、ヴァイマル・ドイツの社会的多元主義を廃棄し、ナチスの独裁的な総統国家を建設する際に、本質的な構成要素となった。(dth-Lexikon in 20 Bänden, Bd. 7, dtv, 1990, S. 59 (Gleichschaltung).)

(7) 「告白教会」派は、教会に対するドイツ民族主義的なナチスの統制と、ナチスが奨励したドイツ民族主義的キリスト者像に基づく、国家と教会の「強制的同質化」政策と対決した。「告白教会」派の淵源は、本来は保守的な系譜に属する、伝統的なドイツ福音主義教会に由来する。言うなれば「保守からの抵抗」に相当する。「告白教会」派は、ドイツ福音主義教会の内部で、一九三四年以来、レジスタンス運動として、その足跡を後代に残した。それは、M・ニーメラー (Martin Niemöller) 牧師が、一九三三年にヘルリン市ダーレム地区で設立した「牧師緊急同盟」に起源を持つ。結成されたばかりの「牧師緊急同盟」は、二千人の反対派の牧師の連名で、ナチスの人種差別法制である、教会への「アーリア人条項 (Arieparagraph)」の適用に反対した。この「アーリア人条項」は、ユダヤ人聖職者とユダヤ人の教会行政官を免職することを企図していた。

やがて、ドイツ全国に拡大して「告白教会」派が成立した。「告白教会」派は、「アーリア人条項」の教会への適用、ユダヤ教の聖典でもあり、キリスト教の聖典の一部でもある『旧約聖書』の廃棄などを進めたナチスの宗統制に反対した。「告白教会」派は、一九三四年五月二日から三十一日に (ウッペルタール市の東部地区であるバルメンで行われた) 第一回バルメン告白教会会議、一九三四年一〇月一九日から二〇日に (ヘルリン市ダーレム地区で行われた) 第二回ダーレム告白教会会議、一九三五年六月四日から六日の第三回アウクスブルク告白教会会議、一九三六年二月一七日から二二日に (ノルトライン・ヴェストファーレン州の北東の都市・ミンデン (Minden) 市の南西に位置する) バート・オアインハウゼン (Bad Oeynhausen) で開催された) 第四回オアインハウゼン告白教会会議で、国家と教会の「強制的同質化」政策に反対する抗議文書を決議した。(以上の二段落は、dth-Lexikon in 20 Bänden, Bd. 2, dtv, 1990, S. 177 (Bekennende Kirche). および、清水望『国家と宗教』(早稲田大学出版部・一九九一年) 九〇―一〇四頁による。各告白教会会議の開催地については、兩宮栄一『バルメン宣言研究』(日本基督教団出版局・一九七五年) 三四二頁所収の地図を参照。)

一般に、ナチスの人種差別法とは、(1)ユダヤ人を公職追放し、休職扱いとした、一九三三年四月七日の「アーリア人種条項」。(2)ユダヤ人の経済・利潤活動を原則として禁じた「経済のアーリア人種化政策」および、(3)ユダヤ人の公民権を剥奪した「帝国民法」と、(4)ユダヤ人とドイツ人の婚姻を禁じて、刑罰を科した「血統保護法」等がある。後二者は、一九三五年九月一五日のニュルンベルク・ナチ党大会に際して、ニュルンベルクに召集されたドイツ国会が、熱狂的群集心理の下で、満場一致で可決したものである。それは「ニュルンベルク諸法律」と称する人種差別法規 (Rassengesetz) である。(*dtw-Lexikon in 20 Bänden*, Bd. 15, dtv, 1990, S. 51 (Rassengesetze). Walther Hofer, *Der Nationalsozialismus Dokumente 1933-1945*, Fischer, 1990, S. 269-271. ワルター・ホーファー編著「救仁郷繁訳『ナチス・ドキュメント』(ベリかん社・一九八二年)三六四―三六六頁。」「告白教会」派は、信教の自由を守るために、宗教的な意味で、教会への「アーリア人条項」の適用に反対したのである。

ナチスに反対する福音主義教会会議は、非常事態を宣言して、教会体制を改変し、同胞評議会 (Brüder-Räte) に、福音主義教会の運営の最重要任務を委嘱した。

ここに「告白教会」派が成立した。この団体は、一九三三年から三四年の替わり目には、牧師のほとんど三分の一を獲得していた。その後の数年間においても、外部からの圧力と内部紛争にもかかわらず、四千人から五千人の牧師がこのグループに加入していた。「告白教会」派は、親ナチス似非宗教組織の法的主張と権限を拒否した。その結果、「告白教会」派に所属する聖職者と平信徒の、公職解任と訴追と拘留処分が生じた。ナチ体制側は、「告白教会」派を政治的反動 (Reaktion) と見なした。だが「告白教会」派は、ナチスの威嚇と迫害にもかかわらず、その抵抗姿勢を堅持した。そこで、この純粋な教会 (宗教団体) 内の運動は、単なる宗教の枠を超えて、その意義を拡大させた。(*dtw-Lexikon in 20 Bänden*, Bd. 2, dtv, 1990, S. 177. 清水望「国家と宗教」九三頁。)

なお戦前、戦中に「告白教会」派に属していた政治家の一人に、グスタフ・W・ハイネマン (Gustav W. Heinemann: キリスト教民主同盟 (CDU) ↓全ドイツ国民党 ↓ドイツ社会民主党 (SPD)) がいる。戦後、G・W・ハイネマンは、第三代連邦大統領に選出され、一九六九年から一九七四年まで在職した。ハイネマンの、戦争直後の「告白教会」派としての国家観については、拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(2)」『早稲

田政治公法研究第24号(一九八八年)一四八―一六二頁を参照。

(8) 原題は „Schuldkenntnis ja: Kollektivschuld nein“ である。原題を平明に解釈すれば、(1) 個人的な罪過は告白するが、集団的な罪過は認められない。ただし、責任というものは、神と個人の関係によつて生じるものだからである。(2) さらに、個人を無視した集団的な責任追及は、しばしば政治的に特殊な色を持つ行為の所産であり、本来、非政治的かつ公正中立であるべき、神の前での審判とは異なっている。要するに、「まっとうな(自己)責任は表明するが、いわれなき連帯責任は拒否する」との意味である。いずれにせよ、ここで言う、罪過(Schuld)とは、前後関係から見れば明らかに、キリスト教的な罪惡観(『旧・新約聖書』に言う「神の前での責任」)に依拠している。だが、この原題が具体的に何を意味しているのかにかかる釈義と、V・コンツェミウスが肯定した「罪責告白(罪過の表明)」と、彼が否定し反対した「連帯責任(連帯して担うべき罪過)」との、厳格な用語上の区別は、非キリスト教社会に生きる日本人には、にわかに理解できない部分がある。日本語に言う「責任」に相当する英語としては、二つの異なった用語がある。第一に、権能を持つ人から責任

を委託され、怠ると処罰されることが暗示される“responsibility”。第二に、法律上または道徳上の義務から責任を問われる“answerable”。第三に、自分の行動に対して申し開きする責任がある“accountability”である。このように、キリスト教文化圏では「責任」を意味する用語が多種類あり(研究社『新英和大辞典第四版』(一九六〇年)二二七三頁)、それだけ厳密な解釈が肝要になる。

罪過(Schuld)の英訳にも、以下のような用語がある。第一に、ドイツ語では、悪に対する責任(Verantwortung für Böses)に相当する“guilt”。なお“guilt”は、ドイツ語では刑事責任(Strafbarkeit, Straffälligkeit)や、罪業、業苦(Missetat)を意味することがある。他方で、民事責任(zivilrechtliche Schuld)の時には、“fault”もしくは“responsibility”を用いる。第二に、「誤り」を意味し、ドイツ語では、間違ひ(Fehler)や誤り(Urrtum)欠陥、欠点、瑕疵(Mangel)に相当する“fault”, “blame”。なお、“fault”は、ドイツ語では落ち度、責任、罪過、過失(Ver-schulden)を意味する。また、“blame”は、ドイツ語では叱責(Tadel, Rüge)、非難(Vorwurf)に相当し、英語では、とがめ、非難(censure)の意味がある。第

三つ、ドイツ語では、神の前での罪 (Sünde) に相当する "sin", "Trespass (＝宗教的罪過)", "offence (＝つまずき)"。なお、"sin" には、ドイツ語では、抵触、違反 (Verstoß)、『冒瀆 (Frevel)』の意味がある。また、"Trespass" には、ドイツ語で、許されぬ行為 (unlaubliche Handlung) の意味があり、"offence" には、ドイツ語で、軽微な違反行為 (Vergehen, Übertretung) の意味がある。

続けて、罪過 (Schuld) の英訳には、以下のような言葉がある。第四に、ドイツ語では、不正・悪 (Unrecht) に相当する "wrong"。第五に、著しい程度の不正・悪を意味する "crime"。なお、"crime" は、ドイツ語では、犯罪 (Verbrechen)、『刑事処罰の対象となる行為 (Straftat)』、『悪行 (Übeltat)』、『非行 (Untat)』が相当する。第六に、本来的には負債や借金を意味し、ひいては、宗教的な負債をも意味する "debt" や、負債や借金があることを意味する "indebtedness"。第七に、債務 (負債額) と、同時に責任や義務を意味し、ドイツ語では、債務 (Verbindlichkeit) に相当する "liability"。なお、"liability" は、ドイツ語では、責任、義務 (Verpflichtung) に対応する。第八に、義務を意味する "obligation"。なお、"obligation" は、ドイツ語では、

義務、責務 (Pflicht, Obliegenheit) に対応する。第九に、ドイツ語では、抵当債務・抵当権 (Hypothekenschuld) に相当する "mortgage" や "encumbrance"。』
 言わば、際限なく拡大する (上記の二段落は、Langenscheidts Großwörterbuch: Der Kleine Meret-Sanders: Deutsch-Englisch, Langenscheidt, 1982, S.953. は、Langenscheidts Großwörterbuch: Englisch-Deutsch, Langenscheidt, 1971. の各箇所による)。

これらは、キリスト教を基盤とした「罪過 (Schuld)」が、多種多様な言語的背景の下で用いられてくることを示唆している。

なお、金銭的補償によって解決できる責任は、その性質上は最も軽い責任である。なぜなら、金銭さえ用意すれば済むからである。これに反して、末代まで怨恨の原因となる類の、戦争の加害責任や、原爆による被害や被害者意識は、金銭的代価では清算し尽くせない。それは根が深く、金銭的な賠償のみでは、一様に解決出来ない。そして、如何にすれば贖罪が尽くされるのかという問題は、宗教観 (罪悪感) によって異なる傾向がある。

(6) 当該箇所では、V・ロンツェミアスは「イエス・キリストの精神に基づいて (im Geiste Jesu Christi)」と引用した。だが、『シュトゥットガルト宣言』の原典では

「イエス・キリストの御名によつて (im Namen Jesu Christi)」と記されている。そこで本稿は、原典に依拠した。(Hrsg. v. H. Michaelis/E. Schnapler, *Ursachen und Folgen: Vom deutschen Zusammenbruch 1918 und 1945 bis zur staatlichen Neuordnung Deutschlands in der Gegenwart*, Bd. 23, Dokumenten-Verlag Dr. H. Wendler & Co., o. J., S. 307-308.)

(10) M・ニーメラー牧師は、一九五八年の「原爆死反対」闘争に際しては、連邦憲法裁判所の判決を受けて、この闘争が終結した後にも、あくまでも議会外闘争を継続した。そこで彼は、共産党シンパのR・リーメック(Renate Riemeck)教授と同様に、危険人物と見なされた。この時、ドイツ社会民主党(SPD)や、ドイツ労働組合総同盟(DGB)の執行部は、連邦憲法裁判所の判決に従い、連邦政府の専権事項である、対外政策の策定に対する越権行為を、直ちに中止した。(拙稿「議会外野党の挫折——一九五八年西ドイツ反核闘争めぐる野党の関係——」『早稲田社会科学研究第45号』(一九九二年)七九—八一頁を参照。)

M・ニーメラーの反核闘争への関与を、第三者的に観察する。すると、彼は、時と場合によっては、何ら反対の効果が認められなくとも、反対それ自体を目的として、

「反対ための反対」を行う原理主義者であった。この点で、彼は活動家であった。つまり、政治的平衡感覚、または、道徳的な「中庸」の観念を意識した、政治学者もしくは政治家ではなかった。彼の危険性は、何処までも正しいと自己認識する者の、信仰告白、または、イデオロギーに含まれる一途な純粹さに由来する。ただし彼は、法的には不適切な自分の行為を、彼自身の宗教的な善悪の基準に照らして、正しいと判断したからである。

しかし、敗戦直後にM・ニーメラーは、良心的に安穩として倫理的無関心に陥った旧体制が、自省することを喚起した。この点で、彼にも一理あった。すなわち、老齢の教区総監督(Generalsuperintendent)オットー・ティペーリウス(Otto Dibelius)は、「教会は一九三三年に活動を停止した所から、再び一九四五年に活動を開始すべきである」と布告書で述べた。M・ニーメラーはこれに反対して、「新たに成立した教会全体が、「悔い改めの門」を通過せずして、「怒めと平和の国に入り込む」という大きな誘惑に負け、現状に順応してしまった」と認識した。(Hermann Glaser, *Kulturgeschichte der BRD*, Bd. 1, Carl Hanser Verlag, 1985, S. 112-113.)

なお(清水望早稲田大学名誉教授からの伝聞によると)、O・ティペーリウスは、東ドイツ(DDR)体制

を強く批判した反共派としても知られている。これに対して、M・ニーメラーとも近い立場に立つ、スイスの神学者K・バルトは、DDR体制を擁護した容共派である。また、『ロマ書の注解』で有名なマルティン・デイベーリウス (Martin Dibelius; 1883. 9. 14-1947. 11. 11) は、O・デイベーリウスの親族である。両デイベーリウスとも、ルター派に属した敬虔な基督者である。

O・デイベーリウス (1880. 5. 15-1967. 1. 31) は、ドイツの教会政治家、牧師である。ベルリンに生まれ、ダンツィヒ、その他で牧会の後、一九一五年ベルリンの牧師となった。一九二五年ベルリン総地区長。世界教会運動に関与。一九三三年にナチスによって公職を追放されたが、告白教会指導委員会に属し、勇敢に抵抗した。戦後、ベルリン・ブランデンブルク領邦教会監督となった。一九五四年に西ドイツのドイツ福音主義教会 (EKD) 議長、一九五四年に世界教会会議議長を務める。ナチスにも、共産主義にも抵抗した。ドイツ民主共和国 (DDR) の分離独立、それによる教会の分裂にも抵抗した。そのため保守派の巨頭と目されたが、戦後の教会再建期における代表的指導者であったことに変わりはない。『キリスト教人名辞典』(日本基督教団出版局・一九八六年) 九一〇～九一一頁。)。

(11) A・テルプ神父は、H・J・v・モルトケ伯爵を中心とする抵抗運動グループである。クライザウアー・クライス (Kreisauer Kreis) に属していた。テルプ神父によって、モルトケはローマ教皇の回勅に見られる社会倫理の見解を採り入れた。そして、クライザウアー・クライスは、戦後の憲法構想の中で、「人間の尊厳」を保証すべきことを、一九四三年八月九日に立案していた(拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(一)」「早稲田政治公法研究第23号」(一九八七年)一九八～二〇二頁を参照。)

推測によれば、A・テルプを通じて、カトリックの回勅に含まれる「人間の尊厳」というキリスト教的な基本価値が、H・J・v・モルトケの思想を形作る構成要素となった。それは、例えば一九四二年のクリスマスに、ラジオ放送で公とされた、ローマ教皇ピウス二世の放送演説「永遠と共に：コン・センプレ (Con Senpre)」で表明された (Hrsg. v. Emil Marmy, *Mensch und Gemeinschaft in Christlicher Schau. Dokumente*, Verlag der Paulusdruckerei, 1945, S. 667; Randnr. 1020, S. 673; Randnr. 1033, S. 677; Randnr. 1045.)。

一九四二年のクリスマスに流布された「ローマ教皇ピウス二世のラジオ放送による回勅は、まず「真の法秩

序の前提条件」について、以下のように訓示した。

「眞の社会秩序と本当の法秩序との間の生きた関係を、明確に看取する者は、つまり、(1) 精神(宗教)的な諸力の優越性、(2) 自他の中にある人間の尊厳(Menschwürde)を高く評価すること、(3) 社会を愛し、社会に与えられた天賦の目的を愛好することの、三者がなければ、外的多様性の下で内的統一が達成できない現状をつぶさに把握する。このような者は、唯物主義的(maternalistisch)な前提条件が隘路に道を誤った結果として生じた、真理の王道を外れた法解釈の悲惨な帰結に、驚きの声を上げることはない。そうであればあるほど、このような者は、「キリスト教的な」回心(Umkehr)が直ちに必要であると認識する。そして、理論的に倫理的な係わりを持った社会的諸概念への帰還の必要不可欠性を、真剣に、かつ、心の奥底から認識する。さらに、純粹な人間性(Menschlichkeit)の暖かさに胸を焦がし、キリスト教信仰が放つ光の力を悟る。このような社会の観点は、神の御心に従った社会秩序を映す鏡としての法秩序に、神の精神性に似せて創られた人間精神の高貴な果実を見い出す」と。(Ibid., S. 667; Randnr. 1020.)

カトリックの学説は、しばしば「社会の倫理」に着目する。つまり、カトリックの世界観では、「個人の倫理」と「国家の倫理」との相互方向性をもつ二者の関係のみならず、さらに、「国家の倫理」でも「個人の倫理」でもない、第三の倫理、すなわち「社会の倫理」に着目する(『宗教法』第15号(一九九六年)一二九頁所収の阿南成一教授の、一九九五年六月二四日(土)駒沢大学における、第30回宗教学会での発言を参照した)。「社会」とは、換言すれば「教会が存在する領域」である。「社会の倫理」とは、換言すれば「教会の倫理」が組み込まれた領域である。この「国家」、「個人」、「社会(教会)」の三者間の関係の下で、カトリック教徒は生きていく。そこで、私見によれば、上記(および下記)の引用文中の、傍点が付された「社会(Gemeinschaft)」という箇所を、全て「教会(Kirche)」と置き換えて読む。すると、カトリック教会の本音がより良く判るであろう。さらに、ローマ教皇ピウス一二世は、以下の箇所「人間の人格の尊厳(Würde der menschlichen Persönlichkeit)」に言及した。

「平和を告げるクリスマスの星が、人間の共同生活の

上に昇り、輝くことを望む者は、人間の人格 (menschliche Persönlichkeit) が、神の創造の意志によって太古の初めから人間に与えられた尊厳 (Würde) を、復権させるように自ら率先して助力する。このような者は、人類を魂を失った大衆へと際限なく誘うものから守り、人類をその経済的、社会的、政治的、精神的、および倫理的な根無し草状態から守り、確固とした原則と強い確信を欠く状態から防ぎ、衝動的で官能的な興奮や移り気の過多状態を防ぐ。また、このような者は、全ての生活領域で認められたあらゆる手段を講じて、現世と来世の二つの任務を遂行しうる、人格の全面的な自己責任 (Eigenverantwortung) を保証する社会形態を促進する。そして、このような者は、人格の権利を根本的に尊重し、実践的に実現すべきであると主張する」と。(Ibid., S. 673; Randnr. 1033.)

さらに加えて、ローマ教皇ピウス十二世は、「キリスト教が理想とする国家の実現」について、以下のように述べた。「平和を告げるクリスマスの星が、人間の共同生活の上に昇り、輝くことを望む者は、「中略」規律ある理性、高貴な人間性、および、責任を自覚したキリスト教精神の礎の上に建設された、国家解釈と国家の実現

を計るために助力する。このような者は、国家と国家権力が社会に奉仕し、国家と国家権力が人格を十全に尊重し、人格の永遠の目的を確立すべく努力する際に、助力する」と。そして、「支配」することの究極的な倫理的正当化、つまり、社会的に見て有効な「支配」の正当化は、「支配者が被支配者に対して」「奉仕」することに依拠する」と、ローマ・カトリックの神学を展開する。(Ibid., S. 677; Randnr. 1045.)

やがて、このカトリック的な「人間の尊厳」は、キリスト教的傾向が顕著なクライザワー・クライスが抵抗運動に従事する最中に、性質上、変化を起こした。つまり、ナチスのユダヤ人大量殺戮 (Holocaust) という苦い経験に直面し、倫理的価値から法的価値へと質的に変容した。この反ナチ抵抗参加者たちの発案を契機として、戦時中、モルトケと親交のあったカルロ・シュミート (Carlo Schmid)：ドイツ社会民主党 (SPD)：連邦議会副議長：一九四九年～六六年、および一九六九年～七二年在職) が、戦後、一九四六年七月に『ドイツ法雑誌』の創刊号で、新しい憲法(後のボン基本法)に「人間の尊厳」が明記されるべきことを提案した。(拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(1)」「早稲田政治公法研究第23号」(一九八七年)一九一～一九三頁。拙

稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(7)」「早稲田政治公法研究第29号」(一九八九年)一六七―一七一頁。)もとより、クライザウアー・クライスの構成員であった、オイゲン・ゲルステンマイヤー (Eugen Gerstenmaier: キリスト教民主同盟 (CDU): 第三代連邦議会議長: 一九五四年―一九六九年在職) が、「人間の尊厳」条項に賛意を表したことは、疑う余地もない。

時は下って一九八九年一月になる。西ドイツのヘルムート・コール (Helmut Kohl) 連邦首相は、九日から一四日までの日程で、ポーランド人民共和国を訪問した。だが一月九日に、ベルリンの壁が突如、解放された。そこで、一〇日に一旦、ベルリンに帰国して声明を出し、さらにボンに戻り、一日には閣議を主宰した。翌一二日 (日曜日) に、H・コールは、旧ドイツ領現ポーランド領である、ニーダーシュレージエンのクライザウ (Kreisau) に赴いた。クライザウは、かつてモルトケ家と、H・J・v・モルトケ伯爵を中心とする抵抗運動集団、クライザウアー・クライスの所在地であった。ここで、T・マソウエツキ (Tadeusz Mazowiecki) ポーランド首相と、H・コールは、ドイツ語とポーランド語の二言語で行われた、キリスト教 (カトリック) の礼拝に参列した (Werner Weidenfeld, *Außenpolitik für*

die deutsche Einheit, DVA, 1998, S. 208a, 921)。H・コールにとつては、「ベルリンの壁の解放」に感謝する礼拝であった。キリスト教 (カトリック) 社会主義を標榜する、自主管理労組「連帯」所属の最初の首相である、T・マソウエツキにとつても、新時代の到来を告げる礼拝であった。けだし、一九八九年二月二十九日に、ポーランド人民共和国はポーランド共和国へ国名を変更した。同時に、憲法から国家と社会における「統一労働者党 (旧共産党) の指導的役割」条項を削除したからである (Arthur S. Banks, *Political Handbook of the World* 1991, CSA, 1991, p. 549)。

(12) 一般に、ナチスの圧制の下で、ドイツのキリスト教徒達は、カトリック教会と福音主義 (IIプロテスタント) 教会という教派 (II宗派) を超えた連帯意識を持つて、目前の敵 (IIナチス) に対して消極的・非暴力的な抵抗を試みた。この反ナチ抵抗に際して醸成された協力関係は、戦後、超教派的な国民政党である、キリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU) の結党に至った。少なくとも、カトリック教会の圧倒的多数派と福音主義教会の (右派的な) 半数は、抵抗運動を経て CDU/CSU に至る道の途上を歩んでいた。福音主義教会の残りの (左派的な) 半数は、戦後政治の最初の一〇年の間、政

治的な少数反対者としての苦節を味わった。だが、その後、ドイツ社会民主党（SPD）が、一九五九年一月のバート・ゴードスベルク党大会で、マルクス主義から自由な国民政党になった前後に、SPDの支持者層に吸収された。

(13) なお（清水 望早稲田大学名誉教授からの伝聞によると）、この文章の「隣人への奉仕」の原語である「Diakonie」は、福音主義教会の慈善団体名と同一である。これに対して、この種のカトリック教会の慈善団体名は、「Caritas」（正式名：「Caritasverband」）である。だが本文と、これらの組織とは無関係である。また、慈善団体「Diakonie」の運動は、街頭で行列を作って行進しないため、ナチスの統治下では黙認された。だが、「Diakonie」の運動は、DDRでは阻止されたと言ふ。

(14) 新共同訳『新約聖書』（日本聖書協会・一九八九年）（新）八三頁。塚本虎一訳『福音書』（岩波書店・一九八〇年）四三頁。なお、原文は「Der Menschensohn ist nicht gekommen, sich bedienen zu lassen, sondern zu dienen.」である。この原文は、注(2)に引用された四つの聖書の中では、ドイツ語版『現代語訳聖書』（*Die Gute Nachricht*, S. 53 (Markus 10, 45)）に最も近い。また、日本語訳は訳者が自由に意解した文章である。

(15) ここでは、「救い主が必要なのは、病んだ人間と、病んだ人間の看病に疲れた経験を持ち、このような苦しみを共有できる人間である」という、受難や苦難を通じた弱者救済の教えが説かれている。

(16) 訳者が調査した範囲内では、原典である『新約聖書』には、この種の直截的な章節は無い。だが、『新約聖書』の精神を語った感銘深い語句として、心に留めたいと思ふ。

なお、テルプは「隣人への奉仕」はいかんという文脈で、本文の章節を引用した。『新約聖書』「ルカ福音書」第一〇章第二五節から第三七節には、「善きサマリヤ人の譬え」がある。ここでイエスは、「隣人とは誰か」という問いに対して、路傍に横たわる傷ついたユダヤ人を隣人とみなして介護し、救済した「サマリヤ人」を、具体例として示した。そして、「行って、あなたも同じようにしなさい (Geh auch du hin, tue desgleichen)」と教えている（第三七節）。この譬えの精神は、本文の章節と極めて近い。(Zürcher Bibel, S. 94)

(17) エキュメニカル運動には、「超教派主義」「超教派運動」「単一教会再生運動」「教会合同運動」等の訳語がある。だが、エキュメニカル運動は、本来、静謐な宗教「信仰」であるべき領域で、超教派的な「運動」とい

う蔑称をもって表現されている。このことから判るように、必ずしも全ての宗派・教派が、エキュメニカル運動に参与しているわけではない。

(18) K・バルト牧師は、一九三四年五月当時ドイツで起きた、「告白教会」派の反ナチ抵抗運動で、バルメン宣言を起草して、中心的な役割を果たした。だが、一九三五年夏に、「告白教会」派の中でもSPD系の少数派に転落して、中立国スイスに逃れた。当時のバルトについては、拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(2)」「早稲田政治公法研究第24号】(一九八八年)一五〇頁、一六一頁、および、一七六頁の注(42)を参照。なお、本文でも明らかのように、ナチス統治下で、「告白教会」派に属していたキリスト者の半数は、戦後、両キリスト教宗派間で構成された「国民党」であるCDU/CSUへ合流している(同前論文、一五〇頁以下を参照)。

バルトは、ナチズムが増殖する温床に結果的としてなった、当時のドイツの知識人と神学者の戦争責任を分析した。そしてバルトは、ヒスマルクやヒトラーのみにドイツの問題があるわけではなく、ヒスマルクやヒトラーに迎合しやすい知識人の体質にこそ責任があると示唆した。(H. Glaser, *Kulturgeschichte der BRD*, Bd. I, 1985, S. 111.)

(19) なお、「政教分離の原則」について、バルメン宣言第五命題の第四段から第五段は、以下のように定めていた。

国家が自らの特別な委託を越えて、人間生活の唯一にして全体主義的な秩序となり、ひいては教会の使命も果たすべきである、ないし、果たしようという誤った教説を、我々は退ける。

教会が自らの特別な委託を越えて、国家的属性、国家的任務、国家的尊厳を獲得し、こうして自ら国家の一機関となるべきである、ないし、なりうるという誤った教説を、我々は退ける。(Hofer, a. a. O. (Anm. Nr. 7), S. 142-144; 邦訳、一八七—一九〇頁。)

ここに、ドイツ福音主義教会「告白教会」派は、キリスト教会が国家の全機関を牛耳ることを主張する、伝統的な「キリスト教国家 (christlicher Staat)」のイデオロギーから乖離し、国教会制度の維持を主張する「国家教会主義 (Staatskirchentum)」を廃棄して、「法治国家としての属性 (Rechtsstaatlichkeit)」こそが正しいと見なした。(拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(2)」「早稲田政治公法研究第24号】(一九八八年)一四

九（一五三頁。）なお、教会が国家の一機関となった場合に、最も困ることは、当該国教会（＝公認宗教）と異なった教派に属する（非公認宗教を信じる）少数例外者の人権が、無視され、侵害される点である。

(20) 第二バチカン公会議で採択された「現代世界憲章」の、第一部第一章第一六条（良心の尊厳）は、下記のよう¹⁾に記述している。曰く「人間は良心の奥底に法を見出す。この法は人間が自ら課したものではなく、人間が従わなければならないものである。この法の声は、常に善を愛して行い、悪を避けるよう勧め、必要に際しては――I・カントが述べたように（解説書より引用）――『これを行え、あれを避けよ』と心の耳に告げる。人間は心の中に神から刻まれた法を持っており、それに従うことが人間の尊厳であり、また人間はそれによって裁かれる」と言う。さらに第一六条は、良心が錯誤する可能性の如何についても、下記のように指摘する。「打ち勝つことのできない無知によって、良心が誤りを犯すこともまればないが、良心がその尊厳を失うわけではない。但し、このことは、真と善の追及を怠り、罪の習慣によって、しだいに良心がほとんど盲目になってしまった人にあてはめることはできない」と。（南山大学監修『公会議解説叢書VII・公会議公文書全集』（中央出版社・一

九六九年）六一三頁。南山大学『公会議解説叢書I・世界に開かれた教会』（中央出版社・一九六八年）一一〇頁（レオ・エルダース解説、浜寛五郎訳。）

加えて、第二バチカン公会議で採択された「信教の自由に関する宣言」の、第一章第三条（信教の自由および人と神との関係）は、「人間は自分の良心を通じて神法の命令を知り、そして認める。それで、自分の目的である神に到達するには、全ての行為において、忠実に自分の良心に従わねばならない。したがって、自分の良心に反して行動するよう強制されてはならない。また、特に、宗教の分野において、自分の良心に従って行動することを妨げられてはならない。実際、宗教の実践は、その性質上、第一に、人間が自分を神に関係づける任意で自由な内的行為である。このような行為は、単なる人間的権力によって命じられたり、妨げられてはならない。」（南山大学、前掲書（VII）、四四三頁。）この点について、「誰一人として、キリスト教徒になるように強制されてはならない。『福音を受け入れるように強制することは、人間の尊厳に反する。事実、人間は自由という点で神と平等である』と、ニッサのグレゴリウスも言っている」と、レオ・エルダース（Leo Elders）は注解する。（南山大学、前掲書（I）、一一二頁（I・エルダース解説、

浜訳。)さらに、『現代世界憲章』の、第一部第二章第二八条(敵に対する尊敬と愛)は、「誤りと誤っている人を区別し、誤りは常に排除しなければならないが、誤っている人は、たとえ宗教問題についてまちがった思想や不正確な考えを持っている場合でも、常に人間の尊厳を保持している」と説く。(南山大学、前掲書(VII)、六三二頁。)

信教の自由を守るにあたって、最も肝要な「少数反対意見の自由」という観点からの考察は、引用者の見る限りでは、考慮されていない。だが、『信教の自由に関する宣言』の解説書は、「明治憲法によつて宣言され、保証された権利は、限定されたもの、条件付きのものであり、天皇によつてその臣民に与えられたものと考えられ、必ずしも国家以前のものとは考えられていなかった。人間が生まれつき持っている基本的権利とは考えられてはいなかったのである。そのため、事実上は天皇制と結び付いていた国家神道が国教であるかのような種々の特典を与えられ、事実上の信教の自由は存在しなかったと言える。特にキリスト教は種々の形で大きな制約を受け、圧迫を受けていた。」「新憲法によつて、神道と国家との完全な分離が行われ、神道に対する国家の保護が全て停止され、戦時中の不合理な強制的な神社崇拜の義務から

解放されたのである」と、歴史をふりかえっている。(南山大学『公会議解説叢書V…新風かおる教会』(中央出版社・一九六九年)八五―八七頁(浜寛五郎解説。))

(21) 既に一九三一年六月二九日に、ローマ教皇ピウス一世は、『ノン・アツヒアモ・ヒソニーヨ(Non Abbiamo Bisogno)』と題する回勅を明らかにした。この中でピウス一世は、「ローマとイタリアで、非政治組織『カトリック・アクシオン』を弾圧するファシズムに抵抗するに際して、『聖なる父(『造物主』)にくみして一致団結した、全世界のキリスト教徒に対して、感謝の意を表現せねばなるまい』と述べた。そして、『カトリック・アクシオン』に対する、ファシズムの虚偽の告訴状と正当化できない暴力行為に直面して」、教皇は「真理と正義を守る義務感を喚起された」。これは「イタリアのカトリック教会にとつての試練である」と表明した。さらに「ファシズムの党機関誌は、でっち上げ、嘘、中傷を行っている」と抗議した。(Marmy, a. a. O. (Ann. Nr. 11), S. 175 f.; Randtr. 248, 252-253, 255-262, 265.)

他方で、伝統的にローマ教皇庁は、反共主義の立場を鮮明にしてきた。すなわち、一九三七年三月一九日の教皇ピウス一世の、回勅『ディヴィニ・レテンプトールス(Divini Redemptoris)』は、カトリック流の反共主

義を解説する。ここでピウス二世は、「共産主義の誘惑から我々の愛する兄弟を守るために、最も適当な方法は、労働する階級 (arbeitende Klasse) を宗教的に教導することである」という趣旨の考察を行った。

(Marty, ebd. (Ann. Nr. 11), S. 167; Rander. 231.) なお、共産主義は無神論である。一般に、カトリック教会は「無神論を完全に排斥する」が、「無神論者に対しては、キリストの福音を客観的に考察するように丁寧に招く」という(南山大学、前掲書(VII)、六二二頁)。

推論に過ぎないが、反共主義と反ナチ主義を同じように強調する、堅固な中道指向性を持つ戦後ドイツの政治制度の、枠組みを形作る淵源の一つは、政治的カトリック主義にあると思う。

ちなみに、戦後ドイツでは一九五〇年代に、政府与党CDUの支援の下、言うなれば「労働する階級を宗教的に教導する」ために、キリスト教(カトリック)社会主義を標榜する労働組合を、新たに結成する試みさえも見られた。だが、この企図は相対的に失敗に終わった。その結果、「統一的な労組」体制の方が、国民的な利益に合致することが判明した。「統一的な労組」体制とは、過去一五年間で組合員数が七〇〇万人から一、一五〇万人へ増大した、左派的な職種別労働組合であるDGB

(ドイツ労働組合総同盟)、組合員数が四〇万人から五七万人へ増大した、右派的なDAG(ドイツ勤労者組合)、組合員数が八〇万人で現状維持の、より保守的なDDB(ドイツ高級官吏連盟)の三労組体制である。(Kurt Sontheimer, *Grundzüge der politischen System der neuen BRD*, Piper, 2. Aufl., 1995, S. 222-225. Kurt Sontheimer, *Grundzüge der politischen System der BRD*, Piper, 8. Aufl., 1980, S. 130-134.)

過去のドイツ史を遡ると、一九三一年当時には、四四一万八千人を数える宗派から自由(Frei)な労働組合に対して、キリスト教(カトリック)社会主義を標榜する、カトリック政党Z(中央党・Zentrum)系の、キリスト教的(Christliche)な労働組合が、五七万八千人の組合員を数えていた。(Klaus von Beyme, *Das politische System der BRD nach der Vereinigung*, Piper, 6. Aufl., 1991, S. 185.)したがって、戦前には、キリスト教(カトリック)社会主義を標榜する、カトリック政党Z系の、キリスト教労働組合ラインラント・ヴェストフアーレン邦事務局長であった、J・カイザー(Jakob Kaiser)が、戦争直後の一九四五年二月から四七年二月まで、ベルリンのソ連占領地区CDU代表として活躍することが出来たのである。(拙稿「ボン基本法

における「人間の尊厳」(3)「『早稲田政治公法研究第25号』(一九八八年)一三九―二四二頁。)

カトリック教徒が住民の九五%を占める、ルクセンブルクでは、一九九七年現在もなお、ルクセンブルク社会主義労働者党(LSAP)系の「ルクセンブルク独立労働組合総同盟(OGBL: Unabhängiger Gewerkschaftsbund Luxemburg)」(組合員数四万四千)に對して、キリスト教(カトリック)社会主義を標榜する、カトリック政党であるキリスト教社会国民党(CSV)系の「ルクセンブルク・キリスト教労働組合総同盟(LÖGB: Luxemburger Christlicher Gewerkschaftsbund)」(組合員数二万三千)が対峙している。(Michael Schroen, „Das politische System Luxemburgs“, (Hrsg.) Wolfgang Ismayr, *Die politischen Systeme Westeuropas*, Leske + Budrich, 1. Aufl., 1997, S. 381-406 (397).) 戦争直後の一九四八年に、LCGBの構成員が全労働組合員に占める割合は、一四%であった。(Michael Schroen, *Das Großherzogtum Luxemburg*, Studienverlag Dr. N. Brockmeyer, 1986, S. 122, Anm. 14.) この点を勘案すると、LCGBのシェアは、明らかに拡大してきている。

(22) なお、原文の欄外の「ローマ教皇ピウス二世の写

真」には、「カトリック教会は、その外的な構造とその物質的な存立という点に関しては、国民自身と同じように深刻な困窮に見舞われた。だが、これに反して、精神的な崩壊は免れた」との、ピウス二世自身の言葉が付けられている。

(23) ドイツでは、戦前・戦後を通じて、一種の国際条約である、国家(公共機関)とローマ・カトリック教会との政教条約、もしくは、国家(公共機関)と福音主義(プロテスタント)教会との教会条約が、国とそれを継承する連邦、もしくは、邦とそれを継承する州の家(公共機関)と教会の関係を規律することがある。

一九三三年七月二〇日にローマ教皇庁とドイツ国との間で締結された政教条約は、一九五七年三月二六日の連邦憲法裁判所の判決によって、今なお存続していることが確認された。さらに、一九六五年三月二六日の連邦憲法裁判所の判決は、一九三三年七月のライヒ政教条約の規約の対象となる事項が、現在の州の権限に属する場合には、州はライヒ政教条約の施行義務を負わないことを確認した。また、一九三三年七月のライヒ政教条約は、その第二条で、一九二四年三月二九日のバイエルン邦との政教条約、一九二九年六月一四日のプロイセン邦との政教条約、一九三二年一月一二日のパーテン邦との政

教条約を、明示的に保持するものであった。カトリック教会にとつては、これら「一連の政教条約との連続性」が、現行のボン基本法体制まで存続してきた。また、一九六五年一月二六日に、ニーダーザクセン州とローマ・カトリック教会は、政教条約を締結した。

戦後になつて、一九五五年三月一九日に、ニーダーザクセン州とニーダーザクセンにおける福音主義ラント教会が、教条約を締結した。その後、一九五七年四月二三日にシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州とシュレースヴィヒ・ホルシュタインにおける福音主義ラント教会が、一九六〇年二月一八日にヘッセン州とヘッセンにおける福音主義ラント教会が、一九六二年三月三十一日にラインラント・プアルツ州とラインラント・プアルツにおける福音主義ラント教会が、教条約を締結した。しかし、その他の旧西ドイツの七州では、州と当該州の福音主義ラント教会との教条約は、締結されていない。

(注23)全体は、清水望「国家と宗教」三九―四〇頁、注(69)、一八一頁、二一六―二一七頁および三〇二―三〇三頁による。

(24) あらゆる政治機構では、制度を司る人間(人材)の信頼度が必要不可欠である。同様に、あらゆる宗教団体(教会・宗派)では、教義を血肉した人間(聖職者)の

信頼度が必要不可欠である。この教えは貴重である。

(付記) 本稿は、一九九九年度の早稲田大学特定課題研究助成費(課題番号99A266)／研究課題名「小国ルクセンブルクの現代政治」による成果の一部である。